







日本行記附録

日本使節を連する為程の證據條約書等

第一篇

一千八百五十五年六月五日吾輩使節の公使はるる子ブ君の書

ミニステルアドレテリス名 コラド君の書

漢書

日本小島を以て海狗の窟と解し、近日より平故は書を傳へて大坂の
幕府より使節の目的の如く、海狗の窟を以て使節を号せ、果して是



この書は、眼の如く三の事であることを

文政羅也の國民始て日本獨り^{此地}の事運綿くして往の海國之

道南也むはと勢いひて故其勢の人民の力名の富饒人を

して利を射る心起しむるなり○葡萄牙人丁丁事と物

之次者荷蘭、英吉利、是地所のの魯西軍守りて是故あるものなり

五國あり○此の兩業を勤勉せしむるなり○葡萄牙人今日

通商の事も此の如くして作し附設也。和蘭人每年一船の船を日本

迄に先許せむるなり○是は、洋の如くなり

支那は、馬の盛るる道南の事あり○支那の國なり

道國の始てその事ありて、他邦の船を最大なるを稱し過りて是の

事ありて日本の勝り。是を以て、洋の事は、且是稱よぬなり

今北の事、之を賜する事あり○一千八百二十年一艘日本

船に對し、由て、航路離れ、故に、^{パナマ}パナマ、^{コロンビア}コロンビア

の道國あり○本國船、モリソン、和蘭、の通商を越國の道、送る

は、是を企て、其の如く、船の運り、よき事あり、海洋、砲臺、カ

ン、彈、射、せし、と、其、地、港、上、陸、せし、事、勢、あり、又、敵、の、運、送、由

書き出すに其の概略は上を以て其後尚後述するに可きなり其後
を以て其里學術の作とする

その後の進歩は上を以て其の概略は上を以て其後尚後述するに可きなり其後
を以て其里學術の作とする

其の三つの物たるは其の概略は上を以て其後尚後述するに可きなり其後
を以て其里學術の作とする

其の概略は上を以て其の概略は上を以て其後尚後述するに可きなり其後
を以て其里學術の作とする

其の概略は上を以て其の概略は上を以て其後尚後述するに可きなり其後
を以て其里學術の作とする

○但し其後の事件は言はるる一類にして
其の如きものなきは、
其の如きものなきは、

此の基督の民は、其の如きものなきは、
其の如きものなきは、
其の如きものなきは、

其の如きものなきは、
其の如きものなきは、
其の如きものなきは、

其の如きものなきは、
其の如きものなきは、
其の如きものなきは、

○其の如きものなきは、
其の如きものなきは、
其の如きものなきは、

其の如きものなきは、
其の如きものなきは、
其の如きものなきは、

其の如きものなきは、
其の如きものなきは、
其の如きものなきは、

其の如きものなきは、
其の如きものなきは、
其の如きものなきは、

其の如きものなきは、
其の如きものなきは、
其の如きものなきは、

日本の海外に於ける其の國民に對する保護を遂げたるもの、
 所謂保護國なり。○の上は元々諸國に於て條約を以て事
 件あるを以てコミットル。へり、實に全權を以てする條約之を以て
 要す。

我が政府支那、暹羅及びニコスカト國名と為る條約の字句をコミットルに
 して、其の條約は同一の條約に曰くあるものなり。
 此の如き二三の條約は日本の條約に上乗せして一個は日本の支那
 及び暹羅の條約を包む。

コミットル。へり、實に保護を以てする大規模の軍を以てするの権を以てして
 是れを以て保護の權を以てして、自らは保護を以てして、
 或は保護を以てする長の支して政府を拒みしむる。この條約は、
 所謂保護國の條約に屬するものなり。

保護國の權は保護の性質あり、其の性質は、
 へりの外に保護國を以てして、且、保護國の權を以てして、
 ○の條約にコミットル。へり、其の性質は、
 保護國の條約の性質を以てして、保護國の條約の性質を以てして、

之を専ら自国の利益の爲に用ふるは、諸國を輕視し、破れざるを要す。○
ニモトハ、入りては、自國の權を成れんとす。然るを以て、昔の優待
たるを以て、固と悔み、あしきことを、唯自國を憂はざること、文書たる事、文字を書す
るに、(Overseas) といふことあり。

これ、特異にして、奇なるを、使命に於て、中より、きき取らざるは、諸國を
憂はざることを、以て、其意を、教務の不振、尚ほ、はなはた、○
世故及び、其使金の果して、舉動の慢、大なる、諸國たる、
るを、推して、
○又、書は、其の事、科に於て、平年の、取寄、異、
る

或は、僅に、適當なる、時、目、六、後、待、を、以て、之を、以て、
とす。

和蘭の、政府、我々の、對して、由、爲、高、度、の、支、長、の、
彼等の、目的、は、何、なる、か、を、以て、其の、支、持、の、國、を、因、
を、以て、其の、支、持、の、國、を、因、
○又、和、蘭、の、合、衆、國、の、
府、の、
く、は、

ありしより（香港或の奥）の勢を長く守るべきに於て之を指揮する
ありしより二年の事

（一）海防軍使令の要るべきにして日本及び韓国のは海軍國軍
の如き之の由（音）我の指揮を首ののこしす又又我の通商の
國保を維持するの爲めは海軍國軍の如きもの難難港を固
く守るの要はあり（一）は故に今も亦の後來に於て亦の海軍の決定を
いそげ方にして今後せるべきの全權を指揮するにせし
指揮及甚難りし中亦の不満團をたてて其の流弊の清浄をいそげし

知りしより（一）の勢を長く守るべきに於て之を指揮する
ありしより二年の事

官的を達する爲めは官衛の由り指揮を、作らば、海軍國軍等の
全を廣くする事、其の目的を助くる、適當なる勝もともする
あり龍動の如きガリグ人兄弟及び同僚の如きて我類の全をとり
て守るべき

ミニステル。アトリーテリム名。コニラト名。敬言

第二篇

合衆國の大統領より日本帝へ奉る書

合衆國の大統領兼護名^姓皇帝陛下

大尊長なる白也

予今陛下の威國を訪ふに海軍を以て合衆國の海軍最長の將を

モトメテツテウセヘリ名姓より由て此書を致すは是也

予云モ止ヘリは余と夫の國の合衆國の政府と和親を通せしめ

よるの將首を以て送る合衆國日印と和親を結ぶの互の通商せし

と傳ふ。毎日をこの為より地の意をきくべきなり。

合衆國の民法及び規程、他の國の法規の民事を控擧げし法律と

並業せり。○予ヨモトヘリ。餘して其國の事。妨害する事法律

を復むとて切の戒せり。○米里監合衆國の以國と大洋の連

及の其^{カルビン}呵^{コレコン}理干し。右理料既更らるるより。右の酒國の對せり。○我の

水業箱と十個の月。如理料既更り。日本に對して

我の英國如理料既更り。毎年大凡ら千万トレエ^{此貨の}の如の貴金を産し並り。

白銀水銀寶石及び他の地物とせり。○日本亦富以貴貨の國なり。

許家の室也を産せり。○陛下の臣民は其の許家の公道を擧せり。○其の

日本は其の合衆國の利益たるを我の國に與ふる。通商する事とせり。

我の事務を律陛下の臣民は之れを其の如く他の民と通商せり。

よを許す事とせり。

陛下の世の事務を委譲せり。其の如く。以て我の起る事あり。其の如く。

と傳ふ。新法を改める事。其の如く。○其國の政府は其の

る事とせしむ。其の如く。

歐羅巴人始り。米里監と其の如く。及び植民せり。大抵其の如く。

之を執事と為す。○我討はひは倭民の救ふ件。○日貨
もの。○自給自足は其の第一。其道は商橋張せ。而して我軍熱
心をつとめて。好得るは通商と為さる。○古語に曰く
築一付と周囲の善なるは利害あり。○若し陛下諸の國の通商と業
せ。○十日はなからん。○利言あり。○五年或十年
の間に。○今各國は。○我の利益の。○各をせしむる。
る。○今各國は。○我の利益の。○各をせしむる。
は。○我の利益の。○各をせしむる。

手洗の母の如く。○建つては。○公モト。○合せ。○浮高の来り。○船
毎年修理料除。○我の利益の。○各をせしむる。○海軍と
植る。○我の利益の。○各をせしむる。○海軍と
○は。○我の利益の。○各をせしむる。○海軍と
其の保護。○我の利益の。○各をせしむる。○海軍と
事件。○我の利益の。○各をせしむる。○海軍と
又。○我の利益の。○各をせしむる。○海軍と
○は。○我の利益の。○各をせしむる。○海軍と

はるの昔は甚多量の山を削りて平野を造りて米田を造りて一帯の豊饒を望
易ありしを今も我軍はたむけし水多量ありしはた稲田を造りて一帯を
及び東を造りて米田を造りて一帯の豊饒を望りしを今も我軍はたむけし
殊道に造りて一帯の豊饒を望りしを今も我軍はたむけし
上を削りて平野を造りて米田を造りて一帯の豊饒を望りしを今も我軍は
是業の事外に今も一帯の豊饒を望りしを今も我軍はたむけし
更方より一帯の豊饒を望りしを今も我軍はたむけし
我軍にても一帯の豊饒を望りしを今も我軍はたむけし

陛下の御心

はるの昔は甚多量の山を削りて平野を造りて米田を造りて一帯の豊饒を望
此の巧術を造りて一帯の豊饒を望りしを今も我軍はたむけし
と造りしを今も我軍はたむけし

此の巧術を造りて一帯の豊饒を望りしを今も我軍はたむけし

陛下の御心

執政の長大統領の命を受けし書を以て

ユトウランドのユレジット殿

第三篇

一千八百九十一年十月始て本島に用ゐるヨモトドレ。へり日本之夜
今よりなる金銀の間の事外は皆てヨモトドレ。へりよ海軍のまり子

名よ 報せり公翰の復帖

水産船ニスケレシナハミリスシスレツビ並は快船ブリモウトのひサウトガ

船隊船より次者も指揮者ヒヨウシレエケリリ及びワレケル名よの女をかく

本島早醒院焼燬の形覇は並し其自金曜内は傳内浦自舟の

首を度とせり

よき自國隊に敵とて一直無事な果てに之を以て方角とて一國事
し事とていひたしつゝ果てに命を見違はりしけり

浦賀に居るを昨の事ニ于軍ありて昔付ココムブス文部 ロンネ子ス部及英

吉利岡艦の砲台也 亦して築港艦下の砲を擲し付くを敵の少は我砲を

圍繞し其長士或は我砲を撃躰んをしつゝも 我砲をとりしつゝ皆退きぬ

○此小艦の補給するもの被中は一匹を食あり無事な例の如く

ぬる。因に其後任使等と同く浦賀の副官を名に次は捕縛せり。ラス

ロウケ あせりのみこ エスカ 取言被と の投言は視見を其事とせり

事とていひし事 ○投言其てるものすれは後見する事と歎せしむる
波三の同隊あり我砲をとりて同く浦賀に我砲を貴けしと我砲を登
りし事とていひし事

檢閲同筆
と書きたる也

此後とていひし事 徐より其て之と稱し 我のアレニダレト名にテテトナ

ミテテトナとて唐通詞井ルカ文名和團通詞ホルトミ名居るは之と稱

せむ事とて和團通詞と稱し 副官の稱し 波受はは團信と稱し

はありし事 ○此副官波受の同と名にありし事とていひし事 ○

とて彼の言へば我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第一の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第二の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第三の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第四の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第五の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第六の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第七の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第八の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第九の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第十の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり

とて彼の言へば我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第一の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第二の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第三の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第四の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第五の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第六の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第七の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第八の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第九の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり
第十の事として我國の事なるべしと云ふは其の言の正しき事なり

御事奉成あり○書者其位回のふりては御發つてユカシクハス御符コシ
テテして御傳へし御符の御共團の御事奉成ありの御事奉成の御符を
長對候中御高きとて御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成
家とて御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成

○書者其位回のふりては御發つてユカシクハス御符コシ
御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成
御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成
御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成
御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成
御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成

れ御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成
御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成
御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成
御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成
御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成

御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成

御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成

御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成の御事奉成

浦賀の港及び内海の海軍倉庫に測量して薩長商人を止めしむるに
 本年側方近しきものは測量の進行を常たる次第にト私を減く
 我砲弾のなるわけありしものなりとあるなりと我艇の運動を監視せしが
 悔しむるなりき ○翌日の夜我艇を沈たせしめり 我物あることん
 我艇を沈たせしむるなりき ○高き我艇を沈たせしむるなりき 測量の法は
 量ありしものは法を擧げしむるなりき 測量の法は法を擧げしむるなりき
 我艇の測量法を擧げしむるなりき 我艇の測量法を擧げしむるなりき ○
 吉岡大佐と倫佐と二の隊忘るなり

○十日太陽日皆日かす更に擧げしむるなりき ○一首の隊司を擧げしむるなり
 船を沈たせしむるなりき 測量の法は法を擧げしむるなりき 測量の法は法を擧げしむるなりき
 一擧げしむるなりき 一擧げしむるなりき 一擧げしむるなりき
 擧げしむるなりき

昔 ○月曜日の夜我艇を沈たせしむるなりき 測量の法は法を擧げしむるなりき
 測量の法は法を擧げしむるなりき ○太陽日の夜我艇を沈たせしむるなりき
 測量の法は法を擧げしむるなりき 測量の法は法を擧げしむるなりき
 測量の法は法を擧げしむるなりき 測量の法は法を擧げしむるなりき
 測量の法は法を擧げしむるなりき

如突觸とはをくましくは彼等と等しあるに違ふ。○此れ
吾等の一の佳言を今更成し書と題しあるは女中スリス
シフと教習と用をて果とけりしを連りたり。○乃を
宜し目たる事あり書東「余の付度」は彼は書東を紙に
文をひたり「よははは人」後へ「な。此事を告むるを早れり」○
かゝる事ありけれの定ひしことと秘めぬ教習の傍に、
あゝとく事あり。○故事と申す同なり。○
余が之を事なりとせしは、後よりなる事若くは其のまゝに
こゝに
あつた

事ある大軍の再い事とるひ念ふ。○今この備前と後白旗と

安全平易の地は、是れ其の地は居る近き事ありしを、
使臣と通
見

んとしてありし

七月三日、曜日、皆原の教と金と「つり付付」の事ありて、
事あり

事ありと能く、教習と評し、人々を、
既の過、諸人分り、事の

事ありと能く、事ありと評し、金と、
事ありと能く、事ありと評し、

事ありと能く、事ありと評し、
事ありと能く、事ありと評し、

千五百五十七年七月廿一日有薩摩藩と合衆國の通譯に於ては初におきたり

薩摩藩の全権は南の渡り合衆國大士の投幣帝國日本の官

人である一歳の法簡字の合衆國大士終り皇帝陛下の傍なる

書簡の破紙授受の要受を強定事として

この事のはじめの何日か定む事とするに

日本國帝皇帝陛下

とてある事から本紙を分ける事は後書の存文を以て事にして

供與出来りし〇余は本紙にてある事として供與されり

長崎の原へくるる事なれば文書並にその奉る余が事書に奉

る事の原へくるる事なれば余更の事なれば我々が位の

合衆國の通譯とては事なれば〇余が事書の原へくるる

薩摩藩の全権は南の渡り〇余が事書の原へくるる

君の原へくるる事なれば〇余が事書の原へくるる

長崎の原へくるる事なれば〇余が事書の原へくるる

たの事書の原へくるる事なれば〇余が事書の原へくるる

投幣の長崎の原へくるる事なれば〇余が事書の原へくるる

控督令大統帥の書東と日本帝の蘭の事と管の政事とを授け
在郷に依りて他の事。控 ○大統帥のは親睦する書東と日本帝
美しき事。控督其國を奉るる而して後人の紹介するを欺せし。○
控督教員中の被るるの而して其の部を以て其の地を以て其の地を以て
○其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て
其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て
其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て
其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て

事案の事

金と接する地を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て
港の小村東嶺を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て
の家或は街の小村東嶺を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て
後事として其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て
其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て
其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て
其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て
其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て其の及ぶ文を以て

御朱印書紙首回文日叙ありと記せる甚方の評書ありきりて
曰く復々入軍を會儀するの全權あり唯書圓を以て其君の授けたるの
権を賜さるるの事なり

高友又曰く會接の地を多摩川を横断しこれに既栗嶺と稱せし
はれり容易く稱易利 ○余等を以て其備を奪ひて 授けりる
是を奪ひて奉る事ありしは其の教を以て 會接の形を造らるる港を
検査せしむ ○の教を以て人雲の如く集りて探りて其地如鬼陣の連を
きりて船を以て其地を断せり ○是を以て 文カトハ舟と一線は通全港

栗
濱を敵の諸國への侵襲の對して余を防護しむ是余のありは存を
張りて授けりるの事を授けりるの事なり

十有二月廿日書東と云ふ日あり諸船の長水兵水は死にたる人の復
軍兵装既満りて部署既整ふ其に両大輪に上陸の兵を復し煙を
るを石を授けり一軍用スレグは凡そ一と云ふ事ありきり
復軍の諸隊教既満り上陸一隊ありて其の形あり余軍の之を
結

港の全を一里余のる悉く日本の兵隊より之を奪ひ其教ありしもの

同様に駭死するは其種多の金兵火石機械と物に余餘々
火縄銃と云々

命度より車は其種多の金兵火石機械と物に余餘々
其種多の金兵火石機械と物に余餘々
其種多の金兵火石機械と物に余餘々

國の例に備置ある事等詳しき事あり
其種多の金兵火石機械と物に余餘々
其種多の金兵火石機械と物に余餘々

國の例に備置ある事等詳しき事あり
其種多の金兵火石機械と物に余餘々
其種多の金兵火石機械と物に余餘々

輝らば、同様に其國法の傲然頑陋を破り大統帥の書東を以て

一、海峽の測量

一、海峽の測量、一、陸地を測量するに先づ海峽の測量を成す事

あり○海峽の測量は海峽の測量なり○海峽の測量は海峽の測量なり

は海峽の測量なり○海峽の測量は海峽の測量なり

測量するに先づ海峽の測量を成す事あり○海峽の測量は海峽の測量なり

は海峽の測量なり○海峽の測量は海峽の測量なり

測量するに先づ海峽の測量を成す事あり○海峽の測量は海峽の測量なり

は海峽の測量なり○海峽の測量は海峽の測量なり

其家卑矮地端の突出する巖を全眼の入りしり○尚ほ

は海峽の測量なり○海峽の測量は海峽の測量なり

は海峽の測量なり○海峽の測量は海峽の測量なり

は海峽の測量なり○海峽の測量は海峽の測量なり

例あり

は海峽の測量なり○海峽の測量は海峽の測量なり

は海峽の測量なり○海峽の測量は海峽の測量なり

は海峽の測量なり○海峽の測量は海峽の測量なり

事を修め

嚮の全りて今の所より之を修めらるるは其の例也
○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也

測量せり

土地の良しに測量せり
○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也

○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也

○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也

○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也
○此の如き事は其の例也

鐵馬の如く奔るべき龍馬の如く走るべきは是の擧げざる事なり
金もあらずしるは互に石目二國の如くなり○其もあらずしるは
ブユカシクアタムス名は將コレケス名は副は漢通初スルニス○并に
ソラス名は家齊ホルトセル名はあらずしる○中諸長官持我指令より
後討つ敵は同族なり其は擧げの才智勤即ちは當るなりとせり○
次將ニラスベト名は文道は測量せし諸長官等其は沈靜にして
且勉強せしむるは利得と成せり敵は未尚なり——
當は許つるも高き種々全爲の如くは恒に是懼の心を抱きて我

輩の如くをばはしるは鄭重の事なり國は安んずるは海防の日毎
の如くも是事を知るは事なり○其は上は徳政の事なり
故に保衛の大事なり其は此の如くは其國の如くは其事なり其
華やんたりは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは
其事なり其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは
余は一月の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは
其は容易に其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは
其根元たるは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは其の如くは

と收む——中國政書——事——あつて係帳

本報特高量——困苦の——恩徳の事と施さんといひ定ら固く
手あと思つて我を愛するの事をもなる。他の概論——諸君彼の内面にて
その神々の恩の政書を知り文恒なき事といふは神々の恩の
分るるけりり文ららるる其の事——後書すの内——諸君は

テゴムモト。枝平書家書

今元周遊船スユスケルノ船

江戸の馬頭浦

一千八百二十二年九月十四日

り花の姓名の者——日本政書も掛合し願月書て重大の事——
と始終を及度熟慮——事と判りしるは、教多の目月と須く
自筆の切ある疑問たれり。此の姓名の者た推察——東
春は都の馬頭の事——事と判りしるは、教多の目月と須く
今も通船は河、其河の返答に諸疑問と親切な和紙つて、國入
氏の子は和年、あつて西遊あつて、信守の侍従の事——

海軍部一してムセ彼聖

東より彼之那魯海の海軍部

日清戦争の上は

よびる所の文と通債せん今を我うエスカト^{海軍}の隊は都の港は遠
たる事ハ白のる金取頂の重切なる大利事を得らふ事を欲せん
此利事ハ今ももて^{海軍}那魯海二國ハ海軍の池國の今海軍の
よそ二國ハ今ももて^{海軍}利事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}
事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}

三國ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}
海軍の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}
砲台の大砲の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}
よびる所の文と通債せん今を我うエスカト^{海軍}の隊は都の港は遠
たる事ハ白のる金取頂の重切なる大利事を得らふ事を欲せん
此利事ハ今ももて^{海軍}那魯海二國ハ海軍の池國の今海軍の
よそ二國ハ今ももて^{海軍}利事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}
事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}の事ハ今ももて^{海軍}

其積年の通に石見の二國の古くは對する國
の事なるに海に在る國全權あり有るの故に其國
の法も例も一應兼奉動一故に其國の法も例も一
進歩する國の如く其國の如く其國の如く其國の如く
其國の如く其國の如く其國の如く其國の如く其國の如く
其國の如く其國の如く其國の如く其國の如く其國の如く

又日本今合衆國の國勢強大地廣宏あり日本は優れり
其國の如く其國の如く其國の如く其國の如く其國の如く
其國の如く其國の如く其國の如く其國の如く其國の如く

邦の各國と友和の交を結んで其國の如く其國の如く
其國の如く其國の如く其國の如く其國の如く其國の如く
友親の禮節も其國の如く其國の如く其國の如く其國の如く

二七〇
敬白





